

対談

M&AのDD等費用の損金算入に係る納税者一部勝訴判決を巡って

北海道大学大学院法学研究科 教授（元国税審判官） 佐藤修二
島田法律事務所 弁護士（元東京国税局 国際調査審理官） 井村 旭

M&Aに伴って支出されるデュー・デリジェンス（DD）費用や仲介業者・専門家への報酬を当期の損金とするのか、あるいは株式の取得価額に含めるべきかという論点は、「有価証券の購入のために要した費用」（法人税法施行令119条1項1号）の解釈の問題として、専門家の間でも議論が続いてきた。こうした中、東京地裁は令和8年2月18日、M&Aに関連して支出された各種費用の税務処理を巡る事件において、納税者の主張を一部認める判決を下している（本誌2026年3月2号（No.1113）参照）。

本対談では、この東京地裁判決を素材に、DD等費用が「有価証券の購入のために要した費用」に該当するか否かをどのような視点で判断すべきかについて、東京国税不服審判所で国税審判官を務めた経験を有し、現在は租税法学者として活躍する北海道大学大学院法学研究科の佐藤修二教授と、M&A案件に数多く関与するとともに東京国税局において法人課税事案の審理に携わった経験を持つ島田法律事務所の井村旭弁護士に語っていただいた。裁判所が示した「有価証券の購入のために要した費用」の解釈と判断枠組み、各費用に対する具体的な当てはめ、課税当局の従来の見解との関係、実質判断を重視した本判決が税務実務に与える影響や、M&A実務の視点から見た評価など、話題は多岐に及んだ。M&A取引の交渉過程における不確実性を踏まえつつ、税務上の費用区分をどのように考えるべきかという観点から、税務実務家にとって示唆に富む内容となっている。

（文中、敬称略）

1 本事案の概要

佐藤：今年の2月18日、東京地裁において、M&Aに伴って行われるデュー・デリジェンス（DD）

等に要する費用の損金算入に関する租税訴訟で、納税者一部勝訴の判決が下されました¹。そこで、M&A案件に豊富な経験を有しておられるとともに、東京国税局でも法人税の調査審理

1 本誌1113号 最新号（3月16日号）の掲載記事となります。
本記事を読むには無料見本誌をご請求ください。